（派遣型）TUJ ダブル・ディグリー・プログラム実施に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、昭和女子大学学則第 40 条及び認定留学に関する規程第 2 条に基づき、学生の留学を伴うテンプル大学ジャパンキャンパス（以下「TUJ」という。）とのダブル・ディグリー・プログラムの実施に必要な事項を定める。

（TUJ ダブル・ディグリー・プログラムの定義等）

第２条　TUJ ダブル・ディグリーとは、本学の学生が、TUJ の学位課程にも所属し、双方の大学がそれぞれ学位を授与することをいう。

2　本規程における TUJ ダブル・ディグリー・プログラムとは、前項による学位取得のために本学と TUJ が体系的・計画的に編成した、本学の学生による TUJ への留学を含む一連の教育内容であって、当該学生が双方の大学においてその教育内容を修了したことを適切に評価し、もって双方の大学から学位を授与する教育プログラムをいう。

3　TUJ ダブル・ディグリー留学とは、TUJ ダブル・ディグリー・プログラムにおいて双方の大学からの学位取得に必要な教育課程又は単位を修得するため、本学に在学したまま TUJ に編入し、TUJ で一定期間学修することを目的とした認定留学のことをいう。ただし、認定留学の期間その他については、「認定留学に関する規程」第 3 条以下の規程に関わらず、本規程の定めに従う。

4　TUJ ダブル・ディグリー・プログラムに参加するため、TUJ にも在学する本学の学生を TUJ ダブル・ディグリー参加学生という。

（共同実施体制）

第３条　TUJ ダブル・ディグリー参加学生の所属学科及び国際交流センターは、TUJ との教育連携の安定的かつ継続的な実施を確保するため、あらかじめ本学と TUJ 間にて、ダブル・ディグリー・プログラムの形成及び実施のために必要な基本方針等に係る協定（以下「DD 協定」という。）を締結するものとする。

2　上記所属学科及び国際交流センターは、TUJ との調整や重要事項を同協定校と定期的に協議し、またプログラムを組織的かつ継続的に運営するため、本学の関連部署と情報を共有し、関係者間の調整等を行うものとする。

（TUJ ダブル・ディグリー留学の期間）

第４条　TUJ ダブル・ディグリー留学の期間は、本学の学期で最長 4 期、TUJ の学期で夏学期を含めた最長 6 期とする。なお留学開始時期は、別に定めるものとする。

（TUJ ダブル・ディグリー参加学生の定員）

第５条　TUJ ダブル・ディグリー参加学生の定員は以下の各号のとおりとする。

(1)　TUJ との合意に基づき TUJ ダブル・ディグリー留学中の TUJ の学費等を本学が納付する学生（以下「奨学金型 TUJ ダブル・ディグリー留学生」という）の定員は、年間 12 名を上限とする。

(2)　TUJ の学費等を直接納付する学生（以下「私費 TUJ ダブル・ディグリー留学生」）の定員は、年間 8 名を上限とする。

（TUJ ダブル・ディグリー・プログラムの参加資格）

第６条　TUJ ダブル・ディグリー・プログラムへの参加を希望する者は、心身共に健康で明確な目的を持ち、DD 協定で定められた本学の科目を適切に修得しなければならない。

2　TUJ ダブル・ディグリー・プログラムへの参加資格は別に定める。

（TUJ ダブル・ディグリー・プログラムの登録）

第7条　TUJダブル・ディグリー・プログラムへの参加を希望する者で、前条第2項で定められた参加資格を充たした者は、定められた期日までにTUJダブル・ディグリー・プログラム登録願を所属学科に提出しなければならない。

2　学科長は、登録願の提出のあった学生をグローバル推進委員会に報告するものとする。

3　グローバル推進委員会委員長は、語学力、成績、人物、履修計画等を総合的に判断したうえで、奨学金型TUJ ダブル・ディグリー留学生を選考し、選考された学生のTUJ ダブル・ディグリー・プログラムへの参加登録を認める。

4　前項の選考によって奨学金型 TUJ ダブル・ディグリー留学生に選考されなかった者は、私費TUJ ダブル・ディグリー留学生として参加登録を認める場合がある。

5　本条第3 項及び第4 項によってTUJ ダブル・ディグリー留学の登録が認められた者（以下「TUJ ダブル・ディグリー登録学生」という）は、卒業要件を充たすために所属学科が定める他の留学プログラムへの参加を免除（以下「特別免除」という）する。

（TUJダブル・ディグリー登録の取消し）

第8条　TUJダブル・ディグリーの登録学生が学業不振その他の理由によりTUJダブル・ディグリー・プログラムへの参加が困難と学科が認める場合、又はやむを得ない事情により本人から参加取り止めの申し出があった場合は、グローバル推進委員会委員長は学科長の報告に基づき当該学生のTUJダブル・ディグリー登録学生の承認を取消し、本プログラムへの参加を取り止めさせることができる。

2　TUJダブル・ディグリー登録学生の承認が取消された学生は、特別免除の対象でなくなるものとする。

3　本条第1項によって、奨学金型TUJダブル・ディグリー留学生の参加が取り止めとなった場合は、グローバル推進委員会委員長は、奨学金型TUJダブル・ディグリー留学生の定員を超えない範囲で、私費TUJダブル・ディグリー留学生の中から新たに奨学金型TUJダブル・ディグリー留学生を選考することができる。

（TUJダブル・ディグリー留学の選考）

第9条　TUJ ダブル・ディグリー登録学生は、定められた期日までに以下の基準をすべて充たさなければならない。

(1) IELTS 6.0以上、TOEFL iBT 79以上のいずれかを取得していること

(2) 2年次終了時の累積GPAが 2.7以上であること

(3) DD協定で定められた本学の科目の単位を十分に修得していること

2　前項の基準を充たしたTUJダブル・ディグリー登録学生は、TUJダブル・ディグリー留学の選考に必要な書類を国際交流センターに提出しなければならない。

3　前項で定める選考に必要な書類は別途定める。

4　第 1 項で定められた基準を充たすことができず選考に必要な書類を提出できなかった学生は、TUJダブル・ディグリー登録学生の資格を失い、特別免除の対象でなくなるものとする。

5　TUJダブル・ディグリー留学の選考は、グローバル推進委員会が行う。

6　TUJ ダブル・ディグリー留学の選考方法は、書類審査及び面接とし、成績、人物、履修計画、語学力等を総合的に判断する。

（TUJへの出願）

第10条　国際交流センターは、DD協定に基づき、定められた期日までにTUJダブル・ディグリー留学に選考された学生の成績証明書並びにその他出願に必要な書類を TUJ に送付しなければならない。

（TUJダブル・ディグリー留学の許可）

第11条　TUJ ダブル・ディグリー留学に選考された者は、定められた期日までに、次の書類を国際交流センターからグローバル推進委員会経由で学長に提出しなければならない。

(1) TUJダブル・ディグリー留学願（本学所定用紙）

(2) TUJ への編入を証明する書類
(3) その他グローバル推進委員会又は TUJ が必要とする書類

2 学長は、グローバル推進委員会の審議結果に基づき、大学部局長会の議を経て、申請のあった期間の TUJ ダブル・ディグリー留学を許可するものとする。

（TUJ ダブル・ディグリー留学中の本学科目の履修）

第 12 条 TUJ ダブル・ディグリー留学中は、本学で開講する科目の履修は認めない。ただし、TUJ の長期休暇期間を利用して全期間受講可能な科目、その他大学が認める科目についてはこれを認める。

（修得単位の認定）

第 13 条 TUJ ダブル・ディグリー留学期間中に修得した授業科目の単位は、学則第 14 条第 4 項及び第 5 項に基づき、学長が、本学において修得したものとして認定する。

2 TUJ ダブル・ディグリー留学を修了した者は、前項に定める修得単位の認定にあたり、次の書類を所属学科及び教務部長を経由し、学長に提出しなければならない。認定された単位については、グローバル推進委員会で報告されるものとする。

(1) 単位認定願
(2) TUJ が発行する履修科目の成績証明書又はこれに準ずるもの（成績評価基準を示す文書を含む）
(3) その他グローバル推進委員会が必要とする書類

（休学期間の取り扱い）

第 14 条 TUJ ダブル・ディグリー参加学生が疾病その他やむを得ない事情で休学を希望する場合は、学則に定めるところに従い、許可することがある。

2 前項において休学が許可された者は、TUJ ダブル・ディグリー参加学生としての資格を一時的に失い、復学と同時に再び資格を得るものとする。

（TUJ ダブル・ディグリー・プログラムの中止願い）

第 15 条 TUJ ダブル・ディグリー参加学生が、やむを得ない事情でダブル・ディグリー・プログラムの中止を希望する場合は、速やかに TUJ ダブル・ディグリー・プログラム中止願を国際交流センター経由で学長に提出しなければならない。

2 TUJ ダブル・ディグリー・プログラム中止の許可は、TUJ との協議に基づき、グローバル推進委員会で審査の上、大学部局長会の議を経て、学長が行う。中止が許可された場合は、当該学生は TUJ ダブル・ディグリー参加学生の資格を失うものとする。

（TUJ ダブル・ディグリー留学の休止）

第 16 条 やむを得ない事情で TUJ ダブル・ディグリー留学を休止し、かつ TUJ ダブル・ディグリー・プログラムの継続を希望する場合は、速やかにダブル・ディグリー留学休止願を国際交流センター経由で学長に提出しなければならない。

2 TUJ ダブル・ディグリー留学休止の許可は、TUJ との協議に基づき、グローバル推進委員会で審査の上、大学部局長会の議を経て、学長が行う。休止が許可された場合は、認定留学の動態を取消されるものとするが、TUJ ダブル・ディグリー参加学生としての資格は継続する。

3 TUJ ダブル・ディグリー留学を休止した者が再び TUJ ダブル・ディグリー留学を希望する場合は、本規程第 11 条の規定に従い、学長の許可を得なければならない。再び TUJ ダブル・ディグリー留学が認められた場合、休止前の期間を含めた留学期間の合計は TUJ との取り決めによって定められた期間を超えることはできない。

（TUJ ダブル・ディグリー・プログラム参加の取消し）

第 17 条 TUJ ダブル・ディグリー参加学生が次の各号のいずれかに該当すると判断された場合は、所属学科長は国際交流センター長と協議の上、学長の承認を得てプログラム参加の取消しを行うこ

とができる。この場合、速やかに当該学生の参加取消しにつき、学部長又は学科長が大学部局長会及びグローバル推進委員会に報告する。

(1) プログラム参加中に、本学の学則に背き、又は学生の本分にもとる行為があったとき
(2) TUJ での学修状況が不十分で、TUJ ダブル・ディグリー・プログラムの修了が認められないと学科長が判断したとき
(3) TUJ の諸規則又は法令違反等により、TUJ から退学又は除籍処分を受けたとき
(4) その他、学長が参加の取消しをすることが適当と判断した場合

2 前項で定められた理由により取消しとなった学生については、学長が TUJ ダブル・ディグリー参加学生の資格を取消す。また、学長は学則に基づき処分することもできる。

3 当該学生の所属学科長は、前項で定められた処分のほかに特に処置が必要と判断する場合は、グローバル推進委員会で協議の上、大学部局長会の議を経て、学長の承認を得た後に実施することができる。

（TUJ ダブル・ディグリー参加学生の資格を失った者の取り扱い）

第 18 条 第 15 条及び第 17 条の定めにより TUJ ダブル・ディグリー参加学生の資格を失った場合も、TUJ において修得済みの単位は、第 13 条に定める手続きに従い、認定することがある。

2 第 15 条及び第 17 条の定めにより TUJ ダブル・ディグリー参加学生の資格を失った者のうち、TUJ ダブル・ディグリー留学の期間が通算で 1 学期未満の者は特別免除の対象でなくなるものとする。

（本学における学位授与）

第 19 条 TUJ ダブル・ディグリー参加学生に係る本学における卒業認定及び学位授与については、本学の学則その他関係規程等の定めるところによる。

2 TUJ ダブル・ディグリー参加学生は、本学卒業と同時にダブル・ディグリー・プログラムを修了する。

3 当該学生がダブル・ディグリー・プログラムを中止する場合は、本学の学位のみで卒業を認めるものとする。

（TUJ における学位授与）

第 20 条 TUJ の学位授与については、TUJ の学則その他関係規程に定めるところによる。

（TUJ ダブル・ディグリー・プログラムに関わる学費等の取り扱い）

第 21 条 TUJ ダブル・ディグリー参加学生は、TUJ ダブル・ディグリー留学中においても、本学の学費等を学則に定められた納入期限までに納めるものとする。

2 TUJ ダブル・ディグリー参加学生のうち、私費 TUJ ダブル・ディグリー留学生が本学に納付する学費等の取り扱いについては、別に定める。

（ダブル・ディグリー留学中の文化講座及び学寮研修）

第 22 条 TUJ ダブル・ディグリー留学中の文化研究講座及び女性教養講座への扱いについては、本学在学中の他の学生と同じ扱いとする。

2 TUJ ダブル・ディグリー留学中の学寮研修は、これを免除とする。

（規程の改廃）

第 23 条 この規程の改廃は、大学部局長会の決議に基づき学長の承認を得るものとする。

附 則

1 この内規は、令和元年 7 月 25 日から施行する。

2 この内規は、令和 2 年 3 月 4 日に改定し、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

［「必修留学」名称変更に伴う改定］

3　この内規は、令和3年3月3日に改定し、令和3年4月1日より施行する。
［「奨学金型TUJダブル・ディグリー留学生」に関する規定の追加及び改定］
4　この内規は、令和4年6月9日に改定し、令和4月1日に遡って施行する。
［「TUJダブル・ディグリー留学生」に関する定員、その他の改定］
5　この内規は、令和6年4月25日に改定し、同年4月1に遡って施行する。
［学年次、進級及び留年に関する学則条項の変更に伴う修得単位の認定に関する条項の改定］
6　この規程は、令和6年10月31日に改定し、令和6年11月1日から施行する。
［規程の名称変更及び改廃承認者の表記の変更］